

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	第 1 号
受 理 年 月 日	令和5年5月29日
件 名	デイサービス（夢）の事業の指定取消の取り消しと不正請求による返還請求の取消を求める陳情
陳 情 の 要 旨	<p>趣 旨</p> <p>桐生市は、私が経営者である、デイサービス（夢）の事業所の指定の取消について、平成30年9月28日付で行っているが、当社は桐生市に対し、先に平成30年8月24日付で、事業の廃止届を提出している。桐生市福祉課は、裁判所への証拠として、廃止届の内容を「赤字の為」と改ざんして提出しているが、そうではない。デイサービス（夢）の従業員は、桐生市の福祉課による度重なる脅迫強要の調査に、立腹して前橋検察庁に告訴したことが本当の理由で、従業員全員が退職したいと言ってきた。私は、それではもうデイサービス（夢）は解散してやめようと決意して、8月24日に桐生市に廃止届を出した。「赤字の為」ではありません。デイサービス（夢）の事業の指定取り消しの取り消しを求める。</p> <p>又、不正請求と桐生市は言っているが、当社は、ケアマネージャーの指示により、的確に実施したものであり、人員基準も厳格に守り、運営していた。平成29年8月より平成30年4月までの調査で不正請求はない。全て桐生市福祉課で帳簿等を改ざんして不正請求と言っているが、認めない。又、不正請求とされた851,200円は、不正請求と判明したためか、1度しか請求せず、結局、時効（未払い）となった。</p> <p>不正請求による返還請求の取り消しを求める。</p> <p>桐生市福祉課の処置は、出鱈目である。反論証拠書類を付すので、デイサービス（夢）の事業の指定取り消しの取り消しと、不正請求による返還請求の取り消しと、及び前記2件の取り消しについて、公表されたい。</p> <p>桐生市議会からの、桐生市当局に対して働きかけをお願いしたい。</p>
付 託 委 員 会	教育民生委員会
審 査 結 果	